

# 朝鮮近代のナショナリズムと東アジア

——初期開化派の「万国公法」観を中心に——

趙景達

## 一、はじめに

朝鮮近代の課題がいかなるものであったかという設問は、すぐれて今日的問題関心に直結するものである。たとえば、姜万吉氏は統一問題との関わりで次のように述べている。

近代以後における我が民族の歴史的課題としての統一された民族国家の樹立過程は、門戸開放以後の時期から植民地の時期を経て将来の民族統一がなしとげられる時期にまで及んでおり、民族統一が達成された後には、開化期と植民地時代そして分断時代が、あわせて統一民族国家樹立過程としての一つの時代として把握され、統一以後の時代と区分されて「近代史」に含まれることになるであろう。

ここでは朝鮮近代の課題が民族（国民）国家の創設であるとされているがために、分断という現実によってそれをいまだ達成していない朝鮮史は、いまだお苦難の近代史の途上にあるものとされるのである。

しかしこうした国民国家至上論——「未完の近代史」理解は、現在

の時代認識として問題がありはしないか。筆者には分断という現実の克服は、南北に奇型的に創設された二つの国民国家の相対化を前提としてこそ可能なようと思われる。

そもそも朝鮮近代の課題が、近代西歐的な国民国家の創設という理念だけに収斂され得るものかどうかが疑問である。姜万吉氏においては、朝鮮の近代化を推進して行こうとしたとされる開化派の中でも、「東道西器」論の立場に立つ改良（穩健）的開化派は国民国家を実現しようとする思想を持たなかつたか、あるいはそれが脆弱であつたがために、近代化勢力として認定され得ないと考えられているようである。だが、そうした理解——おおむね通説的理解となつてゐる——はあまりに一面的にすぎる。改良的開化派の思想に国民国家創設の意図が全くなかつたとは言えないし、またたとえその意図が不十分であつたにせよ、そのことが改良的開化派の朝鮮近代史上の価値を低めることにはならないと思われる。改良的開化派の思想はむしろ、朝鮮近代史のまた別の一つの可能性を提示するものではなかつたのか。

そこで本稿の課題は、改良的と変法（急進）的との兩開化派の思

想について、①文明觀との関わりで、②その朝鮮独立化構想を検討することにある。その際①は、當時東アジア世界に新しい国際秩序観を強要することとなつた「万國公法」<sup>33</sup>と国際法に対する認識との関連のもとに考察することとする。また②は、対清関係をどう認識していたかに焦点を合わせて論ずることとなる。なぜなら、西勢東漸の危機的状況に対処するに、朝鮮が伝統的な東アジア秩序<sup>34</sup>と朝貢体制に組み込まれていた以上、開化派はまずもつてそれとの関わりをどうするかという問題に直面せざるを得なかつたからである。

最近中國史では、溝口雄三氏によつて「中体西用」論の立場に立つ洋務派の再評価が試みられた。また、濱下武志氏によつて東アジアの近代を朝貢体制の変容との関わりにおいてとらえる視点の必要性が訴えられた。両氏の問題提起は朝鮮近代史を考える上でも多くの示唆を投げかけている。本稿は両氏の問題提起に多分に勇気づけられたものであることを付言しておく。

## 二、改良的開化派の対清協調論

「万國公法」がいつ朝鮮に将来されたかは定かでないが、たとえ一八七六年二月の開国（朝日修好条規締結）以前に将来されたとしても、それへの関心がにわかに高まるのは開国以後、すなわち条約体制への参入が不可避免になつて以後のことである。日本をも含む歐米列強の侵略脅威にさらされながらも、国民国家を前提として生まれた近代西欧世界の論理<sup>35</sup>「万國公法」の中に弱小国が生き残り得る論理を見出したことがその最たる理由であった。

開国後早く「万國公法」への関心を表明した者はおそらく、朝

日修好条規の締結から三ヶ月後に日本に派遣された第一次修信使の金綺秀であろう。彼はその見聞記で、

其所謂万國公法者、諸国締盟、如六国連衡之法、而一国有難、萬國救之、一国有失、萬國攻之、無偏愛憎、無偏攻擊、此西人之法、而方規<sup>36</sup>泰行、不敢有失。<sup>37</sup>

と述べている。彼は中国戰国時代に行なわれた連衡政策に付会させて「万國公法」を理解しているのだが、それはとりもなおさず「万國公法」の背骨を貫く「均勢」論理への共感に他ならなかつた。この論理こそは、西勢東漸の対外的危機の中で朝鮮が独立を維持し得る一つの有力な理念的根柢となるものであつた。

開化派のうちでも改良的開化派の場合、こうした論理を持つ「万國公法」への注目の仕方はとりわけ顯著であった。そのことは一八八〇年に第二次修信使として訪日した金弘集が、駐日清國公使何如璋との会談で次のような会話を交わしているのを見れば明らかである。

璋（何如璋—筆者注）曰、近日西洋各国、有均勢之法、若一國

与強國畔、惧有後患、則聯各國以圖章制、此亦自前不得已應接之一法。

宏（金弘集、筆者注）曰、均勢二字、近始從公法中見之、然本國、凜守旧規、視外國如洪水猛獸、自來斥異教甚峻故也、大教如此、第當歸告朝廷。（傍点は筆者による。以下同じ）

すなわち金弘集は、「均勢」論理で貫かれた「万國公法」が一国の独立を保障する根柢ともなるべきものだと考えるが故に、朝鮮国内の西学を拒否する衛正斥邪的風潮を嘆いていた。この時期は歐米への

開国はいまだなされていなかつたのだが、早晚迎えなければならぬその事態に備えて、彼は「万國公法」の受容は必須だと考えたのであつた。

朝鮮の眞の開国は一八八二年五月の朝米修好通商条約の締結を待たなければならぬ。一八七六年二月の対日開国は、朝鮮側の主觀においては以前まであつた（江戸時代の）交隣關係の修復を因つたにすぎず、近代的な外交關係の樹立を意味するものではけつしてなかつた。しかし「洋夷」への開国は不可避であり、自己の安全保障上から朝鮮の戰略的重要性を認定する清国は、日本と歐米の相互牽制を図るため、朝鮮に歐米への開国を勧告した。ここに朝鮮は、清國の指導の下に第二の開国<sup>11</sup>文字通りの条約体制への参入を決意するに至る。すなわち国王高宗は、一八八一年九月技術者養成のために領選使として清国天津に赴く改良的開化派の代表人士金允植により重大な使命としてアメリカとの修好通商条約締結のための交渉を行なうことを命じた<sup>12</sup>。

もつとも金允植は李鴻章との交渉に終始し、アメリカの代表者である海軍提督シヨーフェルトとの直接交渉は、李鴻章とその幕下の馬建忠などの洋務派官僚によつて行なわれた。しかし李鴻章との交渉を命ぜられた金允植は、「万國公法」に対する認識とともに、朝貢体制と二重体制に対する認識について検討してみることにしたい。領選使行より十年の後、金允植は當時を回顧して次のように述べて

いる。

我国素無他交、惟北事清國、東通日本而已、自數十年來、宇内

<sup>13</sup> 情形日變、

歐洲雄長東洋諸國、皆遵其公法、捨此則孤立寡助、

無以自保。

西勢東漸に対するに、「万國公法」をもつてしなければ「孤立寡助」の状況に陥つてしまつというのである。言わばそれは、「万國公法」という近代西歐世界の論理を認めてその世界に朝鮮も入つて行くこと、すなわち条約体制に参入することによってはじめて朝鮮の独立が維持できるといふ議論に他ならない。ヴェトナムやビルマ・琉球の衰亡は、世界と広く交わることをせざむにばら一国（清國）に依存した結果である。宗主國たる清國は救援するという意志はあるても、今や「鞭長不及之歎」があり、十分に援助の手をさしのべることができない。それゆえこうしたアジアの情勢を見る時、朝鮮の条約体制への自主的な参入は不可避であり、それは清國から再三にわたつて勧告されたことである。金允植によれば、朝鮮が対歐米開国に踏み切らなければならない動機はこのようであった。

しかし条約体制移行の前提となる「万國公法」の遵守は、果たして眞に朝鮮の自主独立を保全する方途たり得るのであろうか。これに関して朝鮮が小国であることを自認する金允植の見解は明瞭である。彼はある洋務派官僚との会談の中で、

近來事、惟視強弱、不在公法、然小邦自守之道、惟在謹守公法、無失信於他邦可也。

貫き通すことによってのみ自守が可能になるというのである。ここには「万国公法」——「信」を世界に問おうとする金允植の深い思想があり、それこそが彼の真骨頂であった。

事実においてそうした金允植の考えは、一八八五年四月のイギリスによる巨文島占領事件への対応ぶりに表われていた。その時督辦交渉通商事務の任にあつた彼は、

此島係我國地方、他國不應占有、於萬國公法、原無此理、（中略）豈知如貴邦之教於友誼、明於公法、而有此意外之舉耶、殊違所望、不勝詫異、貴國若以友誼為重、巍然改圖亟去此島。<sup>13)</sup>として、あくまでも「万国公法」の正義に依拠することによつてイギリスの非を鳴らして巨文島から退去させようとした。

金允植は現実世界において「万国公法」の理念が全面的に貫徹するという樂觀論の立場に立つてゐるわけではけつしてない。むしろその有効性に疑問を呈してゐる。日本の琉球処分に対して欧米列強がなんら干渉しなかつたことに言及して彼は、「万国公法亦不足称也」と言ひ切つてもいるのである。<sup>14)</sup>しかし彼は「若以強制強、反恐有欠折之患」と考えており、小国朝鮮の自立の道は「万国公法」に徹底的に依拠するしかないことを強調する。それは霸道をあえて行なう歐米列強に対する王道論的立場からの批判であつた。

そもそも金允植のこのよだな「万国公法」遵守論は、彼の儒学者としての矜持より結論される当然の信念であつた。孔子の教えに則つて「信者政令之本也」と考える彼は、外交に関して、

夫信者國之寶也、苟能守信、雖無城郭・甲兵、可以自保、如其無信、雖有四海之富、金湯之固、不足恃也、約束者交際之大信

と述べている。彼は「信」こそが國家独立の基礎をなすものであると認識しているのであり、それゆえ「約束者交際之大信」に他ならないのであった。儒教の論理の中で「万国公法」が積極的に肯定されているわけである。彼は現在においても「聖人之道」を実践して、朝鮮を「有道之國」にすることによって、霸道<sup>15)</sup>「無道」がまかり通る世界の現実に對処しようとする考え方を持っていた。儒教型理想主義ともいふべきそうした思想的營為の中では、彼は西欧近代の論理を見事に取り込むとともに、またそれへの批判の論理をも明確にしたのだと言うことができるであろう。

したがつて金允植は他方で、伝統的な東アジア秩序（儒教文化圏）に強いこだわりを持つ。当然のことながら、以上のような条約体制参入論<sup>16)</sup>「万国公法」遵守論は清国との朝貢体制の堅持を前提としているのである。彼は二重体制に対してもんらの疑問もさはさまず、むしろ積極的に肯定する。李鴻章が朝米修好通商条約に「朝鮮久為中國屬邦、而外交內政事宜、均得自守、他國未便過問、方覺不触不背」という属邦条款を入れるべきことを提議すると、金允植は「條約中、此一款添入似為極好」と答へ賛意を表した。<sup>17)</sup>されど、何よりも、朝鮮のよだな弱小国は「大邦之作保」がなければ「特立」し難いからであり、清国の朝鮮に対する後見が世界に明確になれば、朝鮮が軽んぜられることもないからである。しかもそれは朝鮮の自主権の喪失にはならず、清国への「事大之義」にもそむかない「兩得」である。金允植においては、衰えたりとはいえ清国への朝鮮の事大は「天下之所共知」のきわめて当然のことであつた。

こうした考えは当時にあつては全くの正統論であつて、閔氏一族の一員であり閔氏政權の極要な地位を歴任した閔泳煥も、「我國乃中國之東藩、字小事大、固有名分」と述べ、小國朝鮮の中國への事大を正当化している。しかもその関係は、

中東相孚、自古已然、論其境界、則只隔一水、論其人物、則亦

是同種、論其情誼、則便似兄弟、論其依附、則無異唇齒。

とされ、單なる事大關係の範疇ではとらえ切れないほど濃密なものである。ただ彼は、それは必ずや朝鮮の「自強之政治」を前提としている。なぜなら、自強をなんら因らずとも、わざわざ中國に依存しては、中國から「屍人・蕩子」の如く見られ、かえって見捨てられてしまうからである。<sup>(6)</sup> この対清協調論は、伝統的な事大主義外交に立脚しながら、しかもそれとは截然と区別される自強的事大政策といるべきものであつた。

金允植の朝貢体制堅持論もこうした自強論を前提としていることは言うまでもない。<sup>(7)</sup> 彼の自強論は富國策を優先し強兵策を猶予するという点に特徴があった。彼の国家独立構想は一口に言つて、自強的事大政策を前提とする小國主義といい得るであろう。

こうした国家独立構想はおそらく、改良的開化派にあつては共通の認識となっていたと思われる。すなわち、いま一人の代表的な改良的開化派人士の魚允中にあつてもそれは同様であった。彼もまた、朝清商民水陸貿易章程（一八八二年一〇月）をはじめとする三つの對清貿易章程の締結の任に當たつて、屬邦条款の挿入を認めて對清宗属關係の強調による对外抑止力に重点を置いていた。<sup>(8)</sup> そして彼の小國主義は、具体的にベルギー・スイスをモデルとした自強論を唱

えるところに特徴があつた。すなわち彼は、

諸大国所行、多藉其物力之富、侈濫過度廢財不小、如我小國、未易鼓及、而又欲倣之、則勞民傷財而已、現西洋英・法・德・俄之外、白耳義・瑞西等國、治法政規、多有可觀、此英・法・德・俄、反有勝者耶。

と述べ、朝鮮のような小国は西欧に学ぶ場合、大国よりも小国に注目すべきであるとしたのである。

ところで、以上のようない改良的開化派の対清協調論は自強的事大政策を前提とする小國主義は興味深いことに清國李鴻章の属國支配觀と対応するものであつた。茂木敏夫によれば、李鴻章は近代西歐的な属國支配＝植民地支配の道を拒否し、伝統的な宗属關係の枠組を維持しつつその実質を変えて行く道を選択したと言うが、それはまさに改良的開化派の国家独立構想を裏打ちするものであつた。だからこそ金允植は、「當今識時務者、宜莫如北洋大臣少荃李公」として李鴻章を賞賛したのである。

またいま一つ興味深いこととして、李鴻章の「万國公法」觀と金允植のそれとの近似性ということがある。朝日修好条規の締結に先立つて、一八七六年一月二四日李鴻章と駐清日本公使森有礼との間には会談が行なわれたが、その中で「万國公法」をめぐる次のような会話が交わされた。

鴻章 我々東方諸國の中、清國が最も大きく、日本之に次ます  
が、其余の各小国も均しく、心を合せ、睦み合ひ局面を挽回  
するに於ては歐洲に對抗する事が出来ませう。

ん。

鴻章 両国間の和好は皆条約に拠るものですが、何故役に立たぬと云われるのですか。

森 通商と云ふが如き事は条約に照して之を行ふ様な事もありませうが、国家の大事と云ふ事になりますと、只誰が、いづれが強いかと云ふ事によって決するもので、必しも条約等に依拠する必要はないのです。

鴻章 それは譲論だ。強きを恃んで約に背くと云ふ事は万国公法も之を許さざる所です。<sup>(註)</sup>

森 万国公法又無用なりです。

鴻章 約に背くは、世界各国の容れざる所です。

ここでは朝貢体制の維持を意図する李鴻章が「万国公法」の遵守を主張するのに対し、条約体制への一元化を意図する森有礼がそれを否定するという皮肉な構図が展開されている。単に朝貢体制の維持というだけでなくアジア連帯論まで唱える李鴻章にとって、「万国公法」はまさにアジア諸国の独立を保障する理念的根拠なのであります。この点で李鴻章の「万国公法」観は金允植のそれと全く同じであると言えよう。金允植においても李鴻章においても、「万国公法」の遵守を前提とした、中国を中心とする東アジアの協調体制の創出こそが目指されていたのである。それは西勢東漸に対する、伝統的東アジア秩序の維持に基づく国家独立構想であり、日本的な脱重コースを否定する一つの東アジア近代化の模索であった。

### 三、変法的開化派の対清協調論

朝貢体制の維持を図る改良的開化派に対し変法的開化派は、その体制の打破こそを朝鮮近代化の前提条件としていた。一八八四年の甲申政變の参加者であるとともに、一八九〇—一八九八年の獨立協会運動の指導者でもあった徐載弼は、後年変法的開化派＝甲申政變の領袖金玉均を回想して、

彼は祖国が清國の宗主権下にある屈辱感にたえることができず、

いかにすればこの羞恥を脱して、朝鮮も世界各國中の平等と自由の一員になり得るか、いつも勞心焦思していた。彼は現代的

教育を受けることはできなかつたが、時代の趨勢を洞察して朝鮮も力ある現代的國家にならうと切実に望んだ。

と述べている。改良的開化派とは異なり金玉均においては、朝貢体制こそが朝鮮の自主独立を阻害する体制であると認識されていたのである。彼自身も、

撤退勦紳、特立為独全自主之國、欲独立、則政治外交不可不自修自強。<sup>(註)</sup>

と述べ対清独立路線を明確に主張していた。

では、金玉均が目指した「現代的國家」＝国民国家のモデルはどうか。徐載弼は先の回想に統けて、「彼はいつもわれわれに、日本が東洋のイギリスになるならば、われわれはわが国をアジアのフランスにしなければならないと言つた」と述べている。金玉均は日本を当面のモデルとして朝鮮の富国強兵＝大國化の道を模索していたと言つてよい。金玉均ら変法的開化派と小國主義を標榜する改良的開化派とは、理想的國家像をめぐつてもその性格の違いは明瞭であった。

こうした両者の性格の違いはその文明觀の相違に起因している。金允植は両者の文明觀の相違を次のように指摘している。

聞歐洲之風、而漸革其俗曰開化、東土文明之地、更有何可開之化乎、甲申諸賊、盛尊歐洲、薄堯舜、貶孔孟、以堯舜之道、謂之野蠻、欲以其道易之、動稱開化、此可謂天理滅絕、冠履倒置矣、（中略）所謂開化者、即時務之謂也。

すなわち「東土」を「文明之地」と見るか否か、あるいは「堯舜」「孔孟」の教えを「彝倫之道」と見るか否かにおいて両者間には大きな隔たりがあった。金允植においては「東土」がもとより「文明之地」である以上、開化はなんら必要とされず、もしそれあるべきとすれば、「時務」としての開化のみであった。ところが金玉均らにあっては、「東土」は西欧文明によって開化されなければならない、「野蛮」の地なのであった。それは相容れることのない儒教觀の相克であつたとも言える。

改良的開化派と変法的開化派の思想の相違はおよそ以下のように概括される。それゆえ後者のみによって敢行された甲申政變は、①西欧近代文明崇拜に基づいて、②条約体制への一元的参入―対清独立を果たすべく、③朝鮮の富国強兵―大國化を意図するクーデターであつたと評価するのが妥当であろう。このような変法的開化派の思想は、甲申政變以後も西欧文明崇拜に基づく富国強兵論という限りにおいて基本的に繼承される。

たとえば朴泳孝は一八八八年に国王高宗への上疏をしたたが、これは西政と古典の付会という手法を取りつつも福沢諭吉の影響を強く受けたもので、全編西欧文明信仰に彩られている。したがつて

彼は依然として日本をモデルとした朝鮮の富国強兵化を意図し、「彼已就開明之道、修文芸、治武備、幾与富強之國、同馳」として日本を賞賛する。

そして特徴的なことはその「万國公法」觀の改良的開化派との相違であり、朴泳孝は、

方今宇内万國猶昔之戰國也、一以兵勢為雄、強者并其弱、大者吞其小、（中略）雖有万國公法均勢公義、然國無自立自存之力、則必致削裂、不得維持、公法公義、素不足以為恃也、以欧洲文明強大之國、亦見敗、況亞洲未開弱小之邦乎、大凡歐人、

口称法義、心懷虎狼。又、則必致削裂、不得維持、公法公義、素不足以為恃也、以欧洲文明強大之國、亦見敗、況亞洲未開弱小之邦乎、大凡歐人、

と述べている。すなわち、徹底した弱肉強食認識に基づく否定的な「万國公法」觀と西歐列強への不信感の表明である。これは彼の西歐文明崇拜の姿勢と矛盾するよう見える。しかし彼は

印度雖亞洲中盛大之邦、亦因其内亂無備、為英所領、其人民柔承英政府之命、不欲自立政府者、無他、英之法律寬、而政治正、人々各安其生。又

とも述べており、その矛盾はたちまち氷解される。ここでは文明の名の下にイギリスのインド支配が合理化されて、ある種の帝国主義肯定論が展開されているのである。朴泳孝にあっては、弱肉強食的現実は悲惨ではあるが、確実な文明の波及過程でもあって、必ずしも否定的には認識されていなかつたと言える。

このような朴泳孝の認識はこの時期の金玉均においてもほぼ同様であった。金玉均も一八八六年に国王高宗への上疏を書き、それは『朝野新聞』七月八日付雑報覽に公表されたが、そこでは「愚昧ノ

人民ニ教フルニ文明ノ道ヲ以テ」することが唱えられた。また曰文

島事件に言及して、富国強兵に徹すれば、やがてイギリスは巨文島を退去するだろうとしたが、それは「万國公法」に徹底的に依拠することによつて、イギリスの巨文島退去を迫つた金允植の外交姿勢とは異なるものであった。金玉均の「万國公法」觀もまた否定的であつたものと考えられる。

以上のように朴泳孝においても金玉均においても、以前からある西欧文明崇拜に基づく富国強兵論は甲申政變後に至つても基本的には変わり得なかつた。しかし同じく富国強兵論といつても、この時期に至ると単純な大國志向は消失し、他の方策が視野に收められて来るようになる。

金玉均は先の上疏とは別に同じ頃李鴻章にも書簡を送らうとし、それは上疏發表の五日後の七月一三日に同じく『朝野新聞』の雑報覽に掲載された。上疏といいこの書簡といい、その執筆の動機は池運永なる刺客を派遣して自らを暗殺しようとした朝鮮政府と、それを支援しようとした袁世凱の頭目李鴻章に対する抗議であつた。しかしその政策議論上の内容は大きく異なつており、李鴻章宛書簡の結論は要するに次のことに尽きる。

然則閣下何不推尊大清國皇帝陛下、為天下之盟主、布公論於歐米各大國、与之連絡、立朝鮮為中立之國、作万全無危之地、閣下繼以老練手段、尽善隣友睦之誼、固結輔軍之盟、以展東亞之政略、則此不獨朝鮮之幸、恐亦為貴國之得策。

すなわち、清國が盟主となつて歐米列強に説き朝鮮を中立化させるならば、それは朝鮮にとっても清国にとっても得策であるというの

である。上疏において、

清國ノ如キ近年他國ノ為メニ安南・琉球ヲ占領セラルゝモ亦一言ノ抵抗ヲ試ムル能ハズ。然ルニ之ニ託スルニ我邦ヲ以テシテ高枕安臥スルコトヲ得ベント云フハ実ニ笑フ可キノ至リナリ。

と述べ、はつきりと対清不信論を展開しているのと比較すれば、その違いは明瞭である。このことはこの時期の金玉均が富国強兵化による朝鮮独立論を依然として主張しながらも、他方では対清協調による朝鮮中立化を模索していたということを示している。『東京日日新聞』の同年七月一七日付論説「金玉均」では、上疏と書簡の違いを指摘して前者に対し、

然らば則ち金が朝鮮国王に進むる所の大計（富国強兵論一筆者注）は太だ良しとするも之を実行せんには明主を補佐するに賢相良弼を以てして十分の熟慮を費し非常の英断を行ふこと恰も我が國の維新に於けるが如くならざれば到底其実を挙ること能はずして偶々国變を招くに過ぎざるの恐れあるべき歟。

と論評した上で、後者こそを「これ實に金玉均が主眼の論趣なるべし」と断定している。當時すでに、金玉均の上疏と書簡との違いは少なくとも日本的一部の有識者には矛盾したものと映じ、しかも彼の真意は後者、すなわち対清不信論ではなく対清協調論にこそあると思われていたのである。<sup>65)</sup>そして事實において彼は、所謂「三和主義」を唱え、「興亷の意見」と題する一篇を草し、日韓清三国が提携して歐米東漸の侵略を防遏すべき事を論じ、之を携へて支那に赴き李鴻章を説得しようと計画した<sup>66)</sup>結果、上海に赴きその地で非業の最期をとげる。

以上を要するに、甲申政変失敗を契機に金玉均の対清独立路線を前提とする大國志向を内に秘めた富國強兵論は、中立論や東アジア連帶論を射程に入れた対清協調路線を前提とする富國強兵論——これはもはや文字通りの富國強兵論ではなく、自強論といった方が適切かもしれない——に変わって行つたと言つてよい。対清協調路線への転回とはいえ、それは必ずしも朝貢体制の維持を前提とするわけでは決してない。また文明（近代）主義に貫かれてゐる点で、その富國強兵論は金允植ら改良的開化派との差異を依然としてきわだたせてはいる。しかし金玉均の考えは今や、改良的開化派の自強的大政策を前提とする小国主義に真っ向から対立するものではなく、むしろそれに微妙に接近した朝鮮独立論の形式を整えるに至つたと言うべきである。

このことは再び朴泳孝に立ち返つてみても恐らく同様である。彼は「致謹於清、慎而和魯、倚托於美、親交日本、結英・徳・法等国事」を主張したが、それは清国への特別の配慮を前提とした全方位外交論の主張に他ならない。また彼は「交・外・國・以・信、不可違背、且与約必慎、不可輕卒事」を主張してもいる。既述したように「万國公法」への不信感を表明しているにもかかわらず、ここにおいて「信」を外交の基本に据えるに至つたことは注目される。その文明主義の故に彼の否定的「万國公法」観が、金允植のような歐米批判に帰結しなかつたのは確かな事実ではある。しかし外交における「信」の強調は、少なくとも強力な軍事力を持たないが故に平和外交に徹するしかないという、小国自立の摸索を表象しており、その限りではそれもやはり金允植の思想への接近を示していると言える。

甲申政変失敗をして、変法的開化派の朝鮮独立化構想に大きな転回が認められるることはもはや明白であろう。ではそれはいかなる条件によつてもたらされたものなのか。それは何よりも朝鮮をめぐる國際条件によつて規定されていたものと思われる。

甲申政変以後、朝鮮は日清両国の角逐場である他に英露の帝國主義的対立の角逐場ともなり、前後二度にわたる朝露密約事件やイギリスによる巨文島占領事件が起きた。前者は朝鮮への清国の中重圧強化と日清の全面衝突への朝鮮の危機感を背景とし、後者はアフガニスタン問題をめぐる英露の対立を背景としていた。しかし英露の対立はそれ以上深化せず、むしろ鎮静化した。それは何よりも英露がいまだ朝鮮に市場としての魅力を感じていなかつた——他の諸列強も同様であった——ことによる。イギリスは清国が朝鮮の領土保全を確証する限り、両者の宗属関係を認め朝鮮の現状維持を図つたし、他方ロシアは日清間の勢力が均衡を保つてゐる限りにおいて、朝鮮への積極的進出を断念した。

そして朝鮮に対する清国の大主権は李鴻章—袁世凱（駐劄朝鮮總理交涉通商事宜）ラインによって以前より明らかに強化された。しかし他方で、一八八五年四月の天津条約において日本が清国と同等の権利を獲得すること——両軍の朝鮮撤退と相互間における有事の際の朝鮮出兵通知の義務化——によつて、日清間の軍事的均衡は少なくとも日清戦争まで保たれるに至る。言わば清国の大主権の下、諸列強が勢力均衡を保つ状態が現出したのである。金玉均や朴泳孝は、こうした朝鮮における日清をも含む諸列強の勢力配置を的確に把握したものと思われる。対清協調路線を前提と

する小国主義への転回は、きわめて現実的な選択であったと言えよう。

#### 四、愈吉濬の対清協調論

変法的開化派と目される人士の中でも、対清協調論を前提とする小国主義への転回をもつともドライバティックに遂げるとともに、理論的にも鮮明化したのは愈吉濬である。

彼はアメリカ留学中のため甲申政變に参加はしなかつたが、彼の思想的立場は少なくとも甲申政變までは変法的開化派のそれと軌を一にしていた。甲申政變以前なによりもその人間関係において金玉均との関係がもっとも深かつた点で、彼は本来金玉均とその志を同じくしていた。留学先のアメリカで甲申政變の消息を聞いた愈吉濬は、一年後の一八八五年一二月にヨーロッパ経由で帰國するが、その途上日本に立ち寄って危険を覚悟の上で金玉均に会ったのは、金玉均との親密な関係を如実に物語っている。朝鮮政府が帰国した愈吉濬をただちに軟禁した（一八九二年まで）のも、彼の変法的開化派との濃密な関係を認めたからこそであった。

したがってこの時期に書かれた愈吉濬の著作には当然のように変法的開化派の思想の特徴が認められる。一八八三年に書かれた「競争論」という論文では、社会進化論の影響をすでに受けていた彼は、現実の弱肉強食的世界の中では国家の文明富強と独立の達成が競争の精神を持ち得るか否かにかかっていることを強調し、インドがイギリスの奴隸となつた事態を競争精神の欠如に求めた。それゆえ彼は朝鮮人一般の競争精神の活発化を訴えるとともに、朝鮮をして

「一国の文明を進めて一国の富強を成し、國威をして万邦に震轟させ、國光をして四海に照耀させることを余等は希願する」とした。それは変法的開化派に特徴的な富國強兵化＝大國志向の発露であると言えよう。

しかし愈吉濬は、甲申政變から一年足らずの間に自らの考えを急速に転換させる。それは言うまでもなく、前節で述べた朝鮮をとりまく諸情勢の変化に規定されたものであったのだが、歐米諸国を見習して視野を広げたことも少くない作用を及ぼしたものと考えられる。

彼の思想的転回は帰国後ただちに書き上げられた「中立論」（一八八五年末）という論文に認めることができるが、これは金玉均の朝鮮中立化構想に先立つこと半年ほど前に書かれたものである。愈吉濬の朝鮮中立化構想は朝鮮に対するロシアと日本、特にロシアの侵略を予想して構想されたもので、それは朝鮮の自強の不備を前提としている。すなわち彼は、

約、僅々欲為自保之計。  
其在我邦、為亞洲中立之國乎、夫有國而不能自強、願借諸邦之

として、自強論にとつてかわるに中立論を提示する。それは必ずしも自強論の放棄ではないものの——単にその困難さを指摘しているにすぎない——、甲申政變以前の、少なくとも大國志向的な富國強兵論の完全放棄を意味していたことは確かである。この時期の彼においては、朝鮮中立化だけが「寢我邦保守之策」と考えられており、しかもその実現は「今則可謂時到機合」として、今こそもつとも可能な時節であると確信されていた。

ならば朝鮮中立化の具体策は何か。彼は、

乞中國之為盟主、會同諸國如英・法・日・俄之有關係於亞土者、而進我於其間、共訂其盟款乎、此非獨為我邦之地、亦中國之利也、諸國相保之計也。

と述べている。それはすなわち清国盟主下における列強合同による朝鮮中立化案であり、金玉均の対清協調による朝鮮中立化案ときわめて似通った構想である。

しかし同じく対清協調論を展開しながらも、兪吉瀬の場合はより積極的である。金玉均の対清協調論は必ずしも朝貢体制の維持を前提とするものではなく、一元化された条約体制の中でも可能なものであったと判断されるが、兪吉瀬にあってはむしろ朝貢体制の維持こそが前提とされていた。そもそも彼は中国の伝統的な属國支配のあり方を、

中國待遠人之道、自古迄今、概從寬柔、只收其貢、冊其封、而使自為治、余不復問也。

と見ていた。すなわち彼は、朝貢と冊封を媒介としてのゆるやかな服属関係が伝統的な中華帝国体制のあり方であつて、なんら朝貢国の独立は妨げられないと認識していた。しかも「衣冠文物」と「俗尚好惡」が同じで、「親附之深」と「倚信之篤」で結ばれた朝鮮と中國の関係は特別に濃密なものである。それゆえ彼は「其終始方略、惟在中国、而我邦之所親信、又莫如中国」として、清国への依存を正当化したのである。

兪吉瀬の朝鮮独立化構想は今や、金玉均以上に金允植や閔泳煥などが唱えた自強的事大政策を前提とする小国主義とほとんど変わら

ないものになつた。中立化構想の有無という差異はあるものの、朝貢体制と条約体制の併存という二重体制の均衡の上に朝鮮の独立を図つて行こうとする点ではなんら変わらない。兪吉瀬は朝鮮中立化のモデルをベルギーとブルガリアにとつたが、それは彼の二重体制論を考える上で示唆的である。彼によれば、朝鮮がアジアの要衝に位置しているという点ではヨーロッパにおけるベルギーと同じであり、朝鮮が中国の朝貢国であるという点ではブルガリアのトルコに對する関係と同じである。しかし朝鮮は世界各国と同等の立場で条約体制に参入しているが、ブルガリアはそろではなく、またベルギーは他の国の冊封を受けていないという点で朝鮮とは違う。それゆえに兪吉瀬は、朝鮮の國際政治上の地位はベルギーとブルガリアの両者を兼ねるものだと考へ、「我邦之體勢、實兼比（ベルギー）筆者注）・発（ブルガリアー筆者注）両國之典例」とした。それは二重体制の均衡が朝鮮独立の重要な条件であるということを彼が十分に意識していたことを示すに他ならない。

ところが從来、兪吉瀬を対清独立論者と見なす有力な見解があつた。彼が一八八九年に稿了した『西遊見聞』（国漢文体、一八九五年出版）の第三編中の「邦國の権利」は、まさに対清独立の理論的構築を試みたものの如く見なされている。「邦國の権利」中に出で来る「兩截体制」という語に逸早く注目したのは原田環氏である。氏によれば、「兩截体制」とは対清独立を意図する兪吉瀬が、「第三國に対しては、朝鮮、清とも主權國家としてそれぞれ當該國と國家主權の行使という点において對等に条約を結びながら、朝鮮と清の関係のみは、旧來宗属關係にあつたということから、國際法（万國公

法) 上は同等にもかかわらず、不平等な関係にある」ことを批判したものであると言う。しかし上述したような「中立論」における愈吉藩の、朝貢体制を前提とする対清協調論の文脈からすれば、そのような理解は疑問とせざるを得ない。

「邦国の権利」で愈吉藩が言わんとするところは、「贈貢国」——朝貢国とは強大国の脅威から自己を保全するために約章を遵守して「受貢国」——宗主國に朝貢する国家を意味し、それゆえそれは独立主権を喪失した「属国」とははつきりと区別され、「万国公法」上は宗主國とも同等であるのだということである。彼はこれ以上のことはなんら展開していない。朝貢体制からの離脱には全く言及がなく、むしろ朝貢国の宗主國への一方的貢負については、「約章の違背は、信義を損毀することにして公法の取らざるとことなり」とさえ言う。朝貢体制の廢棄を愈吉藩が主張しなかつたことは、原田氏も認めるところである。

そもそも「邦国の権利」の元原稿は一八八五年、すなわち「中立論」と同じ年に書かれた「國權論」(純漢文)である。「國權論」は対清協調論を展開した「中立論」と矛盾するものではなく、むしろ「万国公法」によって二重体制の理論的説明を試みたものと見なされる。そして「邦国の権利」は若干の加筆はしたもの、この「國權論」をほぼ全面的に国漢文に翻訳したものである。したがって「邦国の権利」はなんら対清協調論を批判するものではないのである。

ただ、「両截体制」なる語が「邦国の権利」においてはじめて使われる愈吉藩の造語であり、多少の批判的意味を含んでいること

は事実であろう。当時強化された清國の宗主権行使が朝貢体制の弊を越えることを警戒する謂が、その語にあることは否定できない。しかし、それは警戒以上のものではけつしてなく、ましてや対清協調論の放棄などでは全くない。一説には歎禁中彼は閔氏政権に協力し、また袁世凱にも受け入れられるようになつたと言う。愈吉藩の朝鮮独立化構想はあくまでも二重体制の均衡を前提とするものであり、「両截体制」とは二重体制の均衡が破れる状態を意味したにすぎない。

だが二重体制の均衡は、皮肉にも愈吉藩が『西遊見聞』執筆段階に警戒したのとは全く逆の形で崩れることとなる。すなわち一八九四——一八九五年の日清戦争の勃発と日本の勝利は、その均衡を朝貢体制の廢棄・条約体制への一元化という形で崩壊せしめた。甲午改革における愈吉藩の親日派としての登場は、そうした予期せざる体制転換への窮余の対応であった。このことは金允植についてもそのまま妥当する。

ところで最後に、愈吉藩の「万国公法」観について若干検討しておきたい。二重体制を合理化するために「万国公法」を縦横に駆使していることから分かるように、彼において「万国公法」が肯定的に認識されていたことは言うまでもない。彼の場合「万国公法」への関心は甲申政変以前からあつたが、その段階では「一國の國權の基本は兵力に在ると言ひは可なり」と述べているが如く、國家独立の基礎をおお軍事力に求めていた。しかし自強の困難さを自覚した甲申政変以後、彼の関心の比重は「万国公法」に置かれることとなる。「比隣の景況は友睦する信義を結」とだと考える彼は、「万

國公法は邦國の発達する事体を掌守し、かつ弱國の権利を衛護して主權を一致に帰するものなり」と断言さえするに至る。

こうした「万國公法」觀は金允植のそれときわめて似通っている。愈吉藩もまた「万國公法」の万能を信じてゐるわけではなく、もとより彼は「強者之欲並弱、大者之欲呑小、固人世之技藝」として弱肉強食的現実を直視していた。それゆえ彼にとっては、「万國公法」はけつして万能ではないが、帝國主義時代を生きぬく上での一つの有力な武器として認識されていたものと考えられる。

ただ、愈吉藩の文明觀は必ずしも金允植と同じではなかつたことを指摘しなければならない。愈吉藩においては「行実の開化」（五倫）||儒教倫理は普遍ではあつたが、文明が「至善極美の境域」に至るのは「未開化」→「半開化」→「開化」という階梯をたどるものとされた。それは反儒教ではけつしてないが、基本的には西歐文明に帰一する文明觀であり、「東土文明之地」をもとより自負する金允植の文明觀とは異なつてゐたのである。したがつて愈吉藩の歐米批判の論理は、「有道之國」の実現を説く金允植ほどには明確なものになつていなかつたと言える。

## 五、おわりに

從来朝鮮開化派のナショナリズムは、金玉均ら變法的開化派のそれをもつて正統視するのが一般的であった。それは西歐文明のトータルな受容と伝統的な朝貢体制の廢棄を前提とする國民國家創設の試みであり、日本の近代||脱亜を理想化するものであった。これに対し「東道西器」論と伝統的な朝貢体制の維持を前提とす

る金允植ら改良的開化派のナショナリズムは、冒頭でも述べたように國民國家創設の自覚が全くないか、あるいは不十分であつたとされて來た。しかし改良的開化派のナショナリズムは、西歐近代と日本近代更にはそれに追隨した金玉均的ナショナリズムを相対化する視点を與えてくれる。西勢東漸の危機的状況の中で、朝貢体制からの離脱を前提とする國民國家創設の道だけが朝鮮近代の唯一の選択だつたのではけつしてない。伝統的な東アジア秩序の護持を前提に小國主義を貫徹することによって西勢東漸に対抗しようとする道もまた、一定の現実性を帶びていた。

帝國主義時代においては、「小國中立」の可能性はヨーロッパではほんと奪われてしまい、結果として朝鮮においてもその試みが挫折するのはまぎれもない事實である。しかし東アジアでは少なくとも、日清戰争までは日中の運命は未定であった。したがつて、対清協調による朝鮮小國主義が模索される現実的根拠は、いまだ失なわれていなかつたと言わなければならぬ。變法的開化派の朝鮮獨立構想が甲申政變以後、改良的開化派のそれに近似してくるのはその一つの証左にならう。

そもそも金玉均的ナショナリズムは朝鮮思想史上、反儒教||伝統思想の拒否という点もさることながら、その大国志向的性格において特異な様相を見せてゐるよう思われる。朝鮮の伝統的華夷意識は文化意識を中心とするものであつて、國家意識が前面に表われるものではない。美学思想の中には大朝鮮主義的思潮が確かにあつたが、その場合でさえ文化意識が優先されていた。國家意識が前面に押し出される華夷意識は例外的なものにすぎなかつた。その点で文

化意識より國家意識が優先される「日本型華夷意識」との違いは頗著であるように思える。朝鮮においては、國家意識の面ではもとより小国を自認するのが伝統的であり、その意味で金允植における小國主義的ナショナリズムこそいかにも朝鮮的だと言わなければならない。

しかし今日では、朝鮮半島の南北を問わず、ほとんど金玉均的ナショナリズムしか存在していないように見える。金允植の思想的營為は今日なんら顧みるに値しないものなのであろうか。筆者には彼の思想的營為は、近現代国家の相対化を考える際の一つの糸口を与えてくれるものと思えてならない。<sup>(6)</sup>

## 注

- (1) 姜万吉（高崎宗司訳）『韓國現代史』（高麗書林、一九八五年）一三頁。
- (2) 姜万吉「東道西器論の再吟味」（同『韓國民族運動史論』〈ハンギル社、一九八五年〉ソウル、所収）参照。
- (3) 拙稿「朝鮮における大國主義と小國主義の相克——初期開化派の思想——」（『朝鮮史研究会論文集』第二二集、一九八五年）参照。
- (4) 本稿は、佐藤慎一「『文明』と『萬國公法』——近代中國における國際法受容の一侧面——」（祖川武夫編『國際政治思想と對外意識』（創文社、一九七七年）所収）の方法から教えられることが多い。
- (5) 溝口雄三「近代中國像は歪んでいないか——洋務と民權論」（原田環「朝鮮の近代化構想——俞吉瀬と朴泳孝の獨立思想」（10）金弘集は帰国に際し、「親中國・結日本・聯美國」を唱え  
る駐日清國公使館參贊黃遵憲の著わした『朝鮮策略』を持ち  
帰った。これを契機に衛正斥邪上疏が巻き起こるが、その中  
で『萬國公法』は金弘集の危惧した通り「邪書」として指弾  
された（前掲李光麟論文、一六〇頁）。

よび中体西用と儒教——」（『歴史と社會』二、一九八三年）、  
同「ふたたび〈近代中國像〉をめぐって」（『中潮』新一九号、  
一九八六年）参照。

(6) 濱下武志「朝貢貿易システムと近代アジア」（『國際政治』第八二号、一九八六年）、同『近代中國における「アジア」とヨーロッパ』（『東洋文化』六七、一九八七年）参照。

(7) 李光麟「韓國における『萬國公法』の受容とその影響」（『韓國開化史の諸問題』（一潮閣、一九八六年、ソウル）所収）参照。他に朝鮮開化期の『萬國公法』観を扱ったものに、李漢基「韓國及び日本の開國と國際法」（『學術院論文集』人文・社会科学編）一九、一九八〇年、ソウル）や金鳳珍「漢城周報」の発行と朝鮮の万國公法受容（韓國社会史研究会『韓國伝統社会の構造と変動』（文学と知性社、一九八六年、ソウル）所収）などがある。

(8) 金綺秀「日東記游」（『修信使記録』（韓國史料叢書第九）所収）七〇頁。

(9) 金弘集「大清欽使筆談」（前掲『修信使記録』所収）一七七頁。

(10) 金弘集は帰国に際し、「親中國・結日本・聯美國」を唱え  
る駐日清國公使館參贊黃遵憲の著わした『朝鮮策略』を持ち  
帰った。これを契機に衛正斥邪上疏が巻き起こるが、その中  
で『萬國公法』は金弘集の危惧した通り「邪書」として指弾  
された（前掲李光麟論文、一六〇頁）。

- (1) 「『史学研究』(広島大学) 第一四三号、一九七九年) 一一二頁。
- (2) この交渉過程については、宋炳基「金允植・李鴻章の保定天津会談——朝美条約締結(一八八二)のための朝清交渉」(『東方学志』(延世大学校国学研究院) 第四四一四五輯、一九八四年、ソウル)が詳しい。
- (3) 「天津奉使縁起」(『金允植全集』二、亞細亞文化社、一九八〇年、ソウル)所収) 五一二頁。
- (4) 同右、五一三頁。
- (5) 「陰晴史」(從政年表・陰晴史)(韓国史料叢書第六) 所収) 七九頁。
- (6) 「与英國領事賈禮士書」(前掲『金允植全集』二、所収) 三四四頁—三一五頁。
- (7) 前掲「陰晴史」八〇頁。
- (8) 同右、九五頁。
- (9) 「十六私議」(前掲『金允植全集』一、所収) 四八二頁。孔子の教えとは、『論語』(顓淵第十二)にある「子貢問政、子曰「足食、足兵、民信之矣。」子貢曰「必不得已而去、於斯三者何先、曰、去兵、子貢曰、必不得已而去、於斯二者何先、曰、去食、自古有死、民無信不立」を指す。
- (10) 同右、五〇二頁。
- (11) 『統陰晴史』(韓国史料叢書第二)上、一五六一一五七頁。
- (12) 前掲拙稿、参照。
- (13) 「天津奉使縁起」(『金允植全集』二、亞細亞文化社、一九八〇年、ソウル)所収) 五一二頁。
- (14) 同右、五七一五八頁。
- (15) 「陰晴史」(從政年表・陰晴史)(韓国史料叢書第六) 所収) 一四〇年、ソウル)所収) 五一二頁。
- (16) 「金允植全集」二、所収) 三一四頁—三一五頁。
- (17) 前掲「陰晴史」八〇頁。
- (18) 同右、九五頁。
- (19) 「十六私議」(前掲『金允植全集』一、所収) 四八二頁。孔子の教えとは、『論語』(顓淵第十二)にある「子貢問政、子曰「足食、足兵、民信之矣。」子貢曰「必不得已而去、於斯三者何先、曰、去兵、子貢曰、必不得已而去、於斯二者何先、曰、去食、自古有死、民無信不立」を指す。
- (20) 同右、五〇二頁。
- (21) 『統陰晴史』(韓国史料叢書第二)上、一五六一一五七頁。
- (22) 前掲拙稿、参照。
- (23) 前掲「陰晴史」五一二五三頁。
- (24) 同右、五七一五八頁。
- (25) 「千一策」(『閔忠正公遺稿』(韓国史料叢書第七) 所収) 四七頁。
- (26) 同右、六六頁。
- (27) 同右、四七頁。
- (28) しかし閔泳煥と金允植は日本認識において異なる。両者とも西歐化した日本の侵略性を非難、あるいは蔑視しながらも、前者は単に日本を敵視するのに対し、後者は複雑である。金允植は「日人・中國一戰決雌雄、一則上國、一則友邦、我國當何以處之」(前掲「陰晴史」八二頁)と述べている。彼においては條約体制の堅持も不可欠なことなのであって、日本は蔑視の対象でありながらあくまでも「友邦」である。二重体制の崩壊こそが彼のもつとも恐れる事態であった。
- (29) 前掲拙稿、参照。
- (30) 秋月望「朝中間の三貿易章程の締結経緯」(『朝鮮学報』第一一五輯、一九八五年) 参照。
- (31) 「隨聞録」(魚允中全集)(亞細亞文化社、一九七九年、ソウル)所収) 五三頁。
- (32) 前掲拙稿で、前掲『魚允中全集』所収の「東萊御史書啓」を使って彼の明治維新批判を展開したが、その後、ソウル大学奎章閣文庫を調査した許東賢氏によつて、それは魚允中の著書ではないことが明らかになつた(「一八八一年朝鮮朝士日本観察団に関する一研究——『閔見事件類』と『隨聞録』を中心に」)『韓国史研究』五一、一九八六年、ソウル)

ル」参照)。しかしにもかかわらず、魚允中の明治維新評価は

許東賢氏の言うようにそれほど肯定的ではない。何よりも日本の大國志向に対するに、小国モデルを提示したことはその

有力な証左になろう。許東賢氏は魚允中を「變法自強論者」として位置づけるが、そもそもそうした評価に問題がある。

後述するように、改良的開化論者と変法的開化論者の違いはその文明觀に起因するものと思われるが、典型的な變法的開

化論者の尹致昊が文明(近代)主義の立場から朝鮮野蛮論を展開すると、魚允中はそれを「何其言之愚也」として一笑に付したという(尹致昊日記)〔韓國史料叢書第一九〕一、四

一頁)。「我国免野蛮久矣」(同上)と見る魚允中にとて、朝鮮はまさに伝統的な文明の地なのであって、单なる朝鮮の西歐文明化は彼の意図するところではなかつたと言える。

(33) 茂木敏夫「李鴻章の属国支配観——一八八〇年前後の琉球」(朝鮮をめぐって——)〔本誌第二号、一九八七年〕参照。

(34) 「時務説送陸生鍾倫遊天津」(前掲『金允植全集』二、所収)二〇頁。

(35) 王芸生(長野勲・波多野乾一編訳)『日支外交六十年史』第一巻(建設社、一九三三年)一三八頁。なお原典は「日本使臣森有礼署使鄭永齊來直隸總督署内晤談節略」(清季中日韓關係史料)第二巻、所収、二八三頁)である。

(36) 徐載弼「回顧甲申政變」(閔泰璣『甲申政變と金玉均』)〔国際文化協会、一九四七年、ソウル〕所収)八二頁。

(37) 「朝鮮改革意見書」(『金玉均全集』)〔亞細亞文化社、一九七九年、ソウル〕所収)一一七頁。

九年、ソウル)一一七頁。

(38) 前掲「回顧甲申政變」八四一八五頁。

(39) 前掲「統一陰晴史」上、一五六頁。

(40) 青木功「朝鮮開化思想と福沢諭吉の著作——朴泳孝『上疏』における福沢著作の影響——」(『朝鮮學報』第五二輯、一九六九年)同「朴泳孝の民本主義・新民論・民族革命論——『興復上疏』に於ける變法開化論の性格——」(『朝鮮學報』第八〇輯一九七六年、第八一輯一九七七年)参照。

(41) 「朴泳孝建白書」(『日本外交文書』第二一卷、所収)二九五頁。

(42) 同右、二九六頁。

(43) 同右、二九六一、二九七頁。

(44) 上疏と書簡は、『朝野新聞』に遅れて『東京日日新聞』も七月九日と一五日にそれぞれ掲載した。

(45) ただし、富國強兵論と対清協調論は必ずしも矛盾するものではない。

(46) 近藤吉雄『井上角五郎先生伝』(一九四三年)一一七頁。

(47) 宮崎滔天の回想によれば金玉均は、「亞細亞の問題は、支那の興亡によりて定まる。朝鮮畢竟何するものだじや、アレは只の踏台ぢや。僕は少なくとも朝鮮と云ふ小問題は閑却して居る」とまで語つたという(葛生東介『金玉均』)一九一六年)一〇三頁)が、誇張された表現ながら、金玉均の清國への思い入れを示すエピソードではある。

(48) 自強と富國強兵は必ずしも同じ概念ではない。金弘集と高

- 宗との間で、「上曰、自強、是富強謂乎。対曰、非但富強、將自強修我政教、保我民國、外畔無從」此実自強之第一先務」（「修信使日記」〈前掲「修信使記録」所収〉一五八頁）といふ会話が交わされているが、要するに自強とは王道的イメージであり、富國強兵の霸道的イメージとは異なる。
- (49) 前掲「朴泳孝建白書」三〇九頁。
- (50) 同右。
- (51) 富國強兵の徹底化をイギリスの巨文島退去の条件とし、や他方では「外ハ広ク歐米各國ト信義ヲ以テ親交」すべきことを上疏中で述べていた。
- (52) 藤村道生『日清戰爭』（岩波書店、一九七三年）四〇一四三頁。
- (53) 愉東濬『俞吉濬伝』（一潮閣、一九八七年、ソウル）二七一三二二頁。
- (54) 「競爭論」（『俞吉濬全書』Ⅳ、一潮閣、一九七一年、ソウル）所収）五七一五八頁。
- (55) 同右、五九一六〇頁。
- (56) 「中立論」（前掲『俞吉濬全書』Ⅳ、所収）三二一六頁。
- (57) 同右。
- (58) 同右、三二七頁。
- (59) 同右。
- (60) 同右、三二三頁。
- (61) 同右。
- (62) 同右、三二一八頁。
- (63) 姜万吉『俞吉濬の韓半島中立化論』（同〈宮嶋博史訳〉『分断時代の歴史認識』（学生社、一九八四年）所収）は俞吉濬の「中立論」を中心力点を置きすぎて読んでおり、対清協調の意義が見失なわれているようと思われる。
- (64) 前掲「中立論」三二〇一三二二一頁。
- (65) 同右、三二一頁。
- (66) 前掲原田環論文、一〇〇頁。
- (67) 俞吉濬『西遊見聞（復刻本）』（景仁文化社、一九七二年、ソウル）九四頁。
- (68) 一八八五年説は李光麟氏の所説による（「俞吉濬の開化思想——『西遊見聞』を中心にして」（同『韓国開化思想研究』一潮閣、一九七九年、ソウル、所収）七五頁）。
- (69) O. N. Denny, *China and Korea*, 1888, Seoul. (日本語訳『清韓論』一八九〇年）は外国人の立場から同様の警戒を発したものであるが、俞吉濬とは違い対清国批判は明瞭である。
- (70) 柳永益「甲午更張以前の俞吉濬——一八九四年親日改革派としての登場背景を中心にして」（『翰林大学論文集』（人文社会科学研究）第四輯、一九八六年、春川）参照。
- (71) 「世界大勢論」（前掲『俞吉濬全書』Ⅲ、所収）九三頁。
- (72) 前掲『西遊見聞』八八頁。
- (73) 同右、九二一九三頁。
- (74) 前掲「中立論」三二一頁。
- (75) 前掲『西遊見聞』三七五—三七六頁。

- (76) 倉吉清が儒教を必ずしも否定しなかつた点で、彼の思想を儒教否定であるととらえる原田環氏の見解（「十九世紀の朝鮮における対外的危機意識」）『朝鮮史研究会論文集』第二集、一九八四年）（一〇三頁）には従えない。また彼の思想を「東教西法」とする姜在彦氏の見解（『朝鮮の開化思想』）（岩波書店、一九八〇年）（一七五頁）は妥当のようだが、金允植の思想に近づけすぎた理解のように思われる。
- (77) 百瀬宏『小国』（岩波書店、一九八八年）参照。
- (78) 遠山茂樹「東アジアの歴史像の再検討——近現代史の立場から——」（幼方直吉・遠山茂樹・田中正俊編『歴史像再構成の課題』）（御茶の水書房、一九六六年）所収）参照。
- (79) 貢泳禄「一七〇八世紀尊我的華夷觀の一視角」（『東国史学』第一七輯、一九八二年、ソウル）参照。
- (80) 荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、一九八八年）参照。ただし荒野氏自身指摘していることだが、本来の華夷意識が文化意識を中心とする概念である以上、国家意識を中心とする「日本型」なるものをそう呼ぶことは必ずしも適切ではない。「日本型華夷意識」とはあくまでも便宜的言い方にすぎない。
- (81) 今日歴史的産物としての国民国家なるものは、いまだその価値を費失しておらず、神話化されるには至っていない。しかしながらその相対化の動きは、徐々にではあれ進行しているように見える（福田歎一『國家・民族・権力——現代における自由を求めて』）（岩波書店、一九八八年）参照）。こ

うした世界史的視点に立って、冒頭で述べた姜万吉氏の問題提起に対する筆者の反論をいま少し展開すれば、次のようになる。やがて来たるべき朝鮮の統一が、「連邦国家」という形態をもつて実現するとするならば、それは本来なら相容れることのない資本主義と社会主義という二重体制の均衡の上に定立されるはずである。したがってそれは、統一された朝鮮民族の国家でありながらも、もはや従来の国民国家の範疇では把握し得ない国家なのではないか。今や朝鮮は、国民国家の創設ではなく、むしろ逆にその相対化を前提としての新たな国家創出という、希有な歴史的課題を背負っていると言ふべきのように思われる。